

千葉県観光立県の推進に関する条例の基本構造

前文

観光の意義や本県観光の多様な特色を踏まえ、多様な主体が、地域や分野を越え一体となって観光振興に取り組む重要性

総則

目的

観光立県の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進する

- ①魅力ある活力に満ちた地域社会の実現
- ②文化の振興
- ③経済の健全な発展と県民生活の向上を目指す

基本理念

観光立県は、次の認識等の下で、その実現が図られなければならない。

- ①観光づくり地域活動の促進により、魅力ある地域社会の形成を図ることが特に重要
- ②多様な主体と地域に訪れる者が一体となって行うまちづくり・地域づくりの取組等による交流の一層の促進が重要
- ③観光産業の振興・多様な産業との有機的な連携により、産業・社会・文化活動を活発化し、魅力ある地域社会の形成を図ることが重要
- ④成田国際空港が設置されていること及び港湾が人々の交流の拠点としての機能をもつという特性が最大限に活用されるよう配慮
- ⑤地域の生活環境、自然環境及び景観を維持しつつ、継続してこれらとの調和を図ることが地域の魅力を増進させるという認識

各主体の責務・役割

○県の責務

観光立県の実現に関する施策を総合的に策定し、実施する。

○県と市町村との連携

県は、市町村と連携をするとともに、必要な情報の提供、技術的な助言等を行う。

○県民の役割

観光立県に対する関心及び理解を深め、地域の魅力の増進と来訪者の立場に立った対応。

○事業者の役割

観光資源が事業活動に活用できること、また自らの事業活動が観光振興に資することを認識し、自らの創意工夫による事業活動に努める。

○観光関係団体の役割

多様な主体が連携して行う取組の促進、観光情報の発信その他の観光宣伝活動の実施、来訪者を適切にもてなすための情報の提供等必要な措置の実施、県民の関心・理解の促進等の取組に努める。

※ 県民・事業者・観光関係団体は、共通事項として県の施策への協力に努める役割を担う。

各則

基本計画の策定

・基本的な方針、目標、講ずべき施策

(策定手続等)

- 事業者、県民等の意見を聴く
- 公表

基本的施策

1 観光づくり地域活動の促進

○観光づくり地域活動を促進するための施策の実施。その際、多様な主体が有機的連携して観光づくり地域活動を行えるよう努力。

2 観光立県の実現のための基盤整備等

○道路、鉄道、港湾等の交通施設、観光関連施設の整備、情報の提供等に関する機能の充実。地域の環境及び景観の維持・調和に配慮。

3 地域への来訪の促進等

○来訪者との交流を促進する行事が総合的かつ集中的に実施されるための環境の整備等。国際会議等の開催増加のための誘致等。

4 成田国際空港を利用する外国人来訪者の地域への来訪の促進等

○外国人来訪者の地域への来訪・交流を促進するための広報宣伝活動、交通施設等の整備・通訳案内サービスの向上等受入体制の整備。

5 来訪者を適切にもてなすこと等による来訪者との交流の促進

○来訪者との交流を促進するための理解・意欲の増進。高齢者、障害者、外国人等が円滑に利用できる観光関連施設等の整備等。

6 観光産業の振興

○観光産業の経営基盤の強化・多様な産業との有機的連携の促進等を図るため、資金供給の円滑化、相談及び支援体制の充実等。

7 観光の振興に寄与する人材の育成

○観光振興の指導者等の育成のための社会教育の充実及び専門家の派遣等。大学、専修学校の自主的な事業の実施に対する協力。

8 観光づくり地域活動に関する学習の振興等

○青少年をはじめ広く県民が観光に対する関心・理解を深めるための学校教育及び社会教育の学習の振興等

その他必要な事項

- 統計調査等
- 財政上の措置
- 体制の整備